

草津市は産後のお母さんをサポートします！ (草津市産後ケア事業を利用してみませんか)



お母さんの産後の体調はいかがですか？赤ちゃんとの新しい生活のスタートでお困りのことはありませんか？

草津市では、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援（草津市版ネウボラ）として、お母さんの産後の不安や負担の軽減、育児不安を解消し、地域で安心して子育てができるよう産後ケア事業（宿泊サービス・通所サービス・訪問サービス）を実施しています。

対象となる人は、草津市に住民登録がある出産日（流産または死産を含む）から1年以内（早産児や予定日より早く産まれた低出生体重児の場合は、出産日から出産予定日の1年以内）の女性と赤ちゃんで、家族等から十分な家事・育児の援助が受けられない①心身の不調がある、または②育児不安がある人です。

例えば、こんなお母さん・・・

- ・産後の体力が十分に回復していない
- ・授乳や育児に追われてゆっくり休めていない
- ・赤ちゃんの成長が心配
- ・授乳で困っている
- ・沐浴の方法に自信がない
- ・初めてのことで育児に不安がある

お気軽にご相談
ください♪

実施施設での
宿泊・通所サービス



助産師による
訪問サービス



からだの
サポート

- お母さんの
体調管理
- おっぱいの
相談など

こころの
サポート

- 育児相談
- お母さんの
心の休養など

育児の
サポート

- 赤ちゃんの
お世話の仕方
の相談など

*お母さんや赤ちゃんの体調等にあわせてサービスを受けることができます。

*利用日数は宿泊サービス、通所サービス、訪問サービスをあわせて7日（回）以内です。

♪利用者の声♪

「夜間、（お母さん自身が）まとまって寝ることができました」

「助産師にいつでも相談でき、育児の不安を解消することができました」

「自宅に来てもらって、ゆっくり授乳の相談ができてよかったです」

「私（お母さん）の体調の相談もでき、自分の体を労わることも大切だと気付きました」

【相談から利用までの流れ】

- ①子育て相談センターにご相談ください。（電話・来所どちらでも可）
- ②子育て相談センターから訪問します。（利用前訪問）
育児や生活の様子等をお聞きし、利用申請手続きを行います。
- ③子育て相談センターから利用可否決定通知をお送りします。
- ④産後ケア事業（宿泊サービス・通所サービス・訪問サービス）利用。
- ⑤子育て相談センターから訪問します。（利用後訪問）
利用後の育児や生活の様子等をお聞かせいただきます。

サービスの種類	宿泊サービス	通所サービス	訪問サービス
サービス内容	実施施設に宿泊	実施施設に通所	助産師が自宅を訪問
	(1) お母さんの健康面や生活面の相談、休養、リフレッシュ (2) 乳房に関する相談や指導 (3) 赤ちゃんの健康状態の観察・ケア (4) 授乳・沐浴・育児に関する助言・相談など		
利用料金	1泊2日につき 6,600円	1日(8時間)につき 3,400円	1回(2時間)につき 1,600円
	市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用料金の免除がありますので、利用申込時に免除申請書を提出してください。		
利用回数	宿泊サービス、通所サービス、訪問サービスをあわせて7日(回)以内		
補助額	1泊につき2,500円	1日につき2,500円	1回につき1,600円
	※宿泊サービス、通所サービス、訪問サービスをあわせて5日(回)以内 ※利用時に利用料金を実施施設に支払い、利用後に草津市から補助額を償還払いします。 ※補助を受けるためには申請が必要です。手続きについては利用の際に説明します。		

【注意事項】

- *実施施設については子育て相談センターへご相談の際にご紹介します。
- *施設の空き状況や対応月齢により、ご希望に添えない場合があります。
- *キャンセルの場合は施設によりキャンセル料が発生することがあります。
- *ご希望の日や時間に対応できない場合がありますが、ご了承ください。



<問い合わせ先>

草津市役所 子育て相談センター 相談・支援係

住 所 草津市草津3丁目13-30

電 話 077-561-2339

FAX 077-561-2491

E-mail soudan-kosodate@city.kusatsu.lg.jp